

(2) 高齢者施設等の職員を対象としたPCR検査の実施について

1 背景

本市では12月以後、介護関連の高齢者施設・事業所5か所でクラスター(5人以上の集団感染)が発生している。

ほとんどの発生事案で、初発(最初に陽性が確認されたもの)が看護師、介護職等の施設職員となっている。

本市では、高齢者施設等に対し、感染防止対策の徹底を繰り返し呼びかけ、その中で、施設職員の健康管理、日常生活における行動上の留意点(不要不急の外出の自粛、人込みを避けるなど)を示し、確実に取り組むよう施設等の管理者に強く協力を呼びかけてきた。

高齢者施設等の入所者は、何らかの疾患を抱えた要介護者であるため、感染者の発生やクラスターを防止することが喫緊の課題となっている。ほとんどの事案で施設職員によるウイルスの持ち込みが推定される状況であることから、こうした状況を踏まえた対策を講じる必要がある。

2 高齢者施設等の職員を対象としたPCR検査の実施

高齢者施設等25か所(特別養護老人ホーム12か所、介護老人保健施設2か所、グループホーム11か所)において、施設等職員に風邪症状等の体調の良くない者がいるなど施設の感染防止対策に不安や課題がある施設等を対象として、その施設等の職員全員について、市が費用を負担し、PCR検査を実施し、施設内感染を防止することを目的とする。

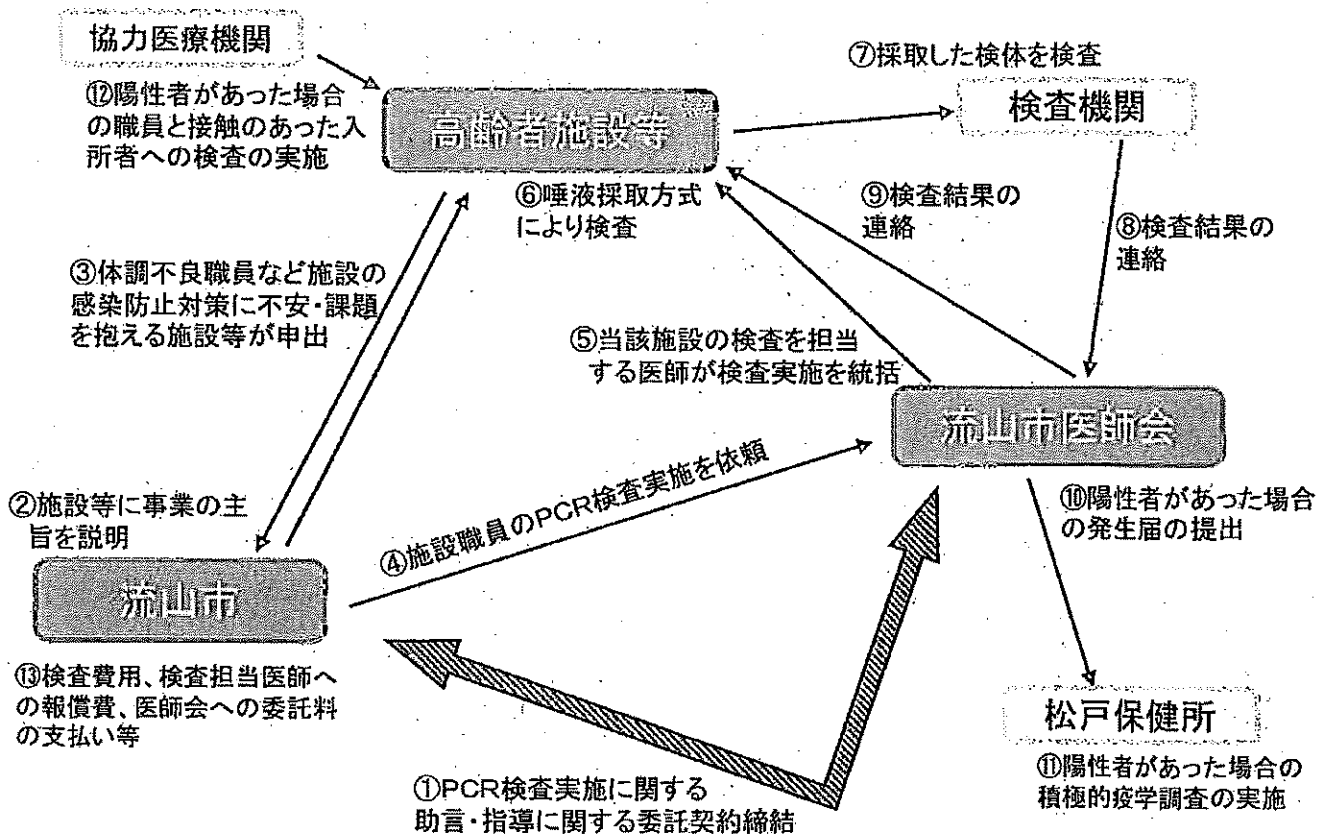
3 実施体制

当事業については、流山市医師会の協力を得て、医学的見地からの助言・指導のもとで実施する体制とする(委託契約の締結)。

施設等職員の検査は、唾液採取方式により行うことを基本とする。

検査の結果、施設等職員に陽性者が確認された場合は、関係する入所者について、市の費用負担により、PCR検査を実施する。この場合の検査の実施は、当該施設等の協力医療機関の医師によることを基本とする。

高齢者施設等の職員を対象としたPCR検査の実施概要図



担当 健康福祉部介護支援課
電話 04-7150-6531